

平成22年4月1日より 都市計画法の一部(開発許可事務)が 県から市町村に権限移譲されます

権限移譲する市町村

都市計画区域の指定がある市町村

(紀美野町、広川町、日高町、日高川町、印南町、古座川町、北山村を**除く**市町村)

【開発許可制度の概要】

許可が必要となる開発行為

- 都市計画区域内で3,000㎡以上の開発行為
- 都市計画区域外で10,000㎡以上の開発行為

「開発行為」・・・主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更

権限移譲対象事務

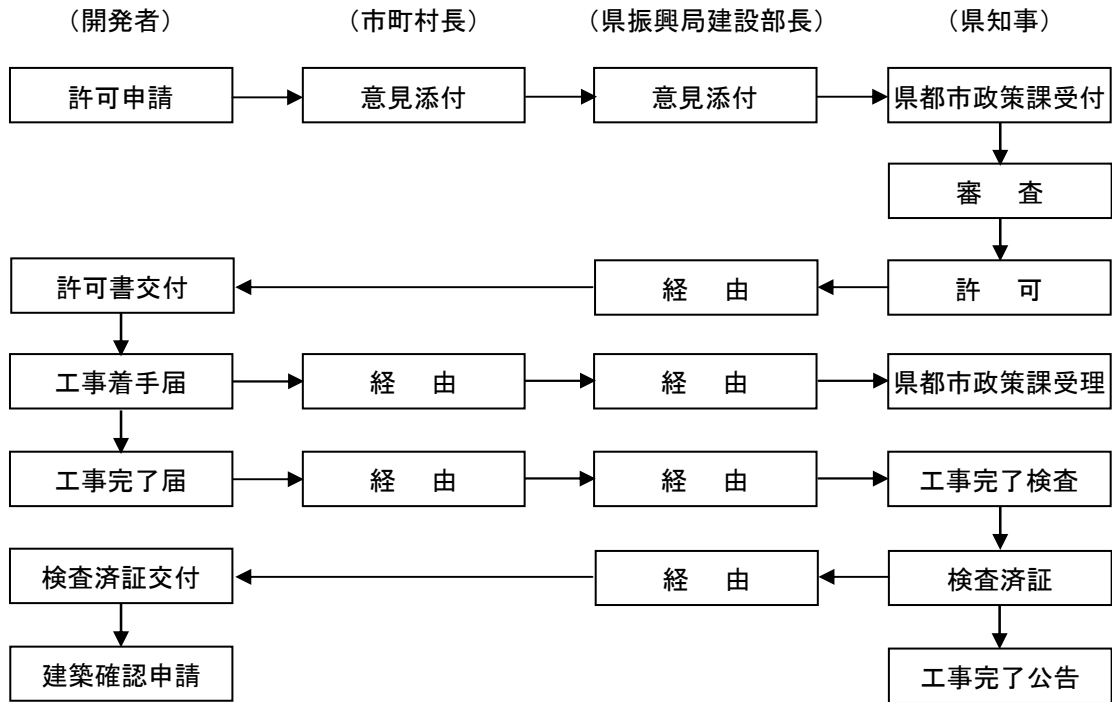
- 開発行為の許可(法第29条)○開発行為の協議(法第34条の2)○開発行為変更の許可等(法第35条の2)
- 工事完了の検査(法第36条)○建築制限等の認定(法第37条)○開発行為の廃止の届出受理(法第38条)
- 建築物の建ぺい率等の指定等(法第41条)○開発許可を受けた土地における建築等の制限への許可等(法第42条)
- 開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限への許可等(法第43条)○地位の承継の承認(法第45条)
- 開発登録簿の調整、保管(法第46条)○開発登録簿の登録等(法第47条)○許可等の条件の付加(法第79条)
- 報告、勧告及び助言(法第80条)○監督処分等(法第81条)○立入検査(法第82条)
- 公告の内容等の掲示(施行令第42条)
- △完了公告の方法決定(施行規則第31条)△開発登録簿の閉鎖(施行規則第37条)
- △開発登録簿閲覧所設置等(施行規則第38条)

権限移譲によるメリット

- 地域に近い行政機関による制度運用が可能
- 相談、問い合わせ先の一元化
- 経由進達期間が不要
- 提出部数の軽減

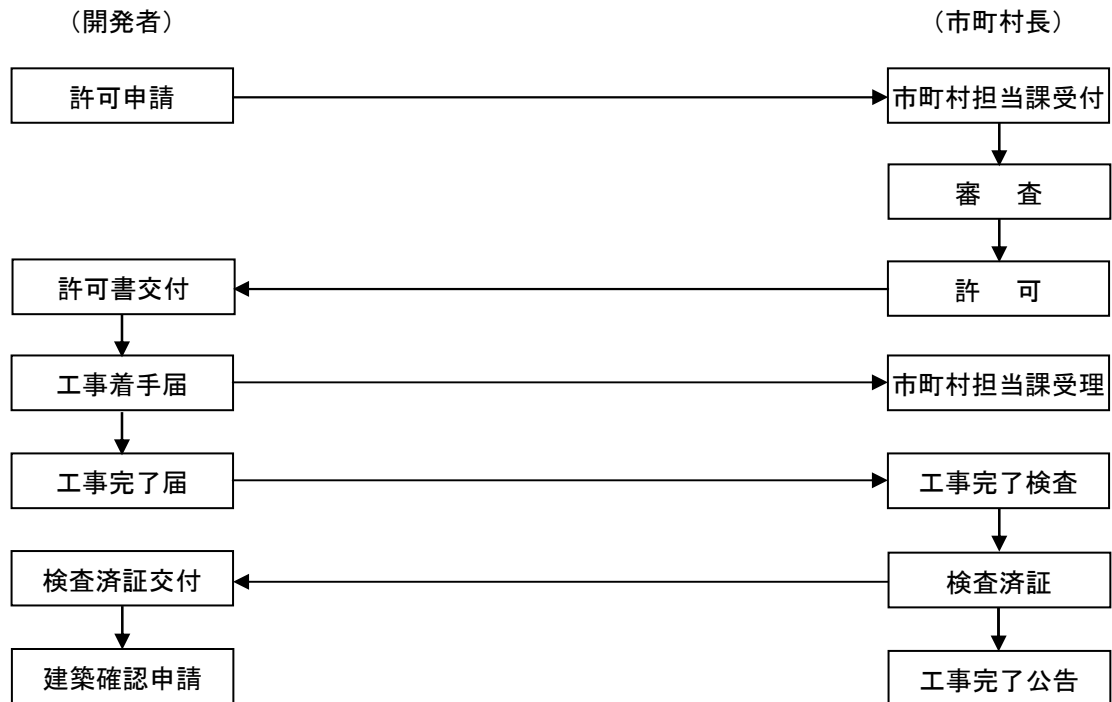
開発許可申請手続きの流れ

○これまでの手続き



※許可申請書の提出部数は正本3部、副本1部（海草振興局管内は正本2部、副本1部）

○権限移譲後の手続き



※許可申請書の提出部数は正本1部、副本1部